

令和5年4月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和5年4月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和5年4月20日（木） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第1号 令和6年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について……………1</p> <p>議案第2号 令和6年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について……………1</p> <p>議案第3号 令和6年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について……………1</p> <p>議案第4号 令和6年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について……………1</p> <p>議案第5号 令和6年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について……………1</p> <p>議案第6号 令和6年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について……………1</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定等に係る教育長による臨時代理について……………1 ・新型コロナウイルス感染状況について……………当日配布 ・令和6年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について……………4 ・職員の人事措置に係る教育長による臨時代理について……………当日配布 <p>第4 次回日程</p> <p>5月定例会 令和 5年 5月31日（水）午前10時30分</p> <p>第5 閉会</p>

付議事件

【議案第1～6号 資料】 令和6年度使用新潟市立学校用教科用図書の採択について

(参考: 関係法令・抜粋)

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、4年とする。

	校種	教科等	採択方法	備考	選定・採択時期
議案第1号	小学校	全教科	採択する	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、令和5年度が同一の教科用図書を採択する期間の4年目となるため、令和6年度使用教科用図書を令和5年度に採択を行う。 	7月教育委員 会定例会で選 定・採択
議案第2号	中学校	全教科	令5年度と同一のもの を採択する	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、令和5年度が同一の教科用図書を採択する期間の3年目となるため、今年度も同一のものを採択する。なお、令和7年度使用教科用図書については令和6年度に採択を行う。 	
議案第3号	高志中等教育学校 前期課程	全教科			
議案第4号	特別支援学校 (含む特別支援学級)	一般図書	採択する (毎年採択)	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の教科用図書は、教科書以外の教科用図書の選定・採択を行う。 	7月教育委員 会定例会で選 定・採択
議案第5号	高等学校	全教科	採択する (毎年採択)	<ul style="list-style-type: none"> 各学校がそれぞれの教育課程に則し、教職員の意見や希望を反映する。 校長に、その学校に適する教科用図書を選定させ、その結果を尊重して採択する。 	8月教育委員 会定例会で選 定・採択
議案第6号	高志中等教育学校 後期課程	全教科			

議案第 1 号

令和 6 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和 6 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針を，次のとおり
としたいため議決を求める。

令和 5 年 4 月 2 0 日提出

新潟市教育委員会
教育長 井崎 規之

令和 6 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 小学校用教科用図書の採択を行う。
- 2 教科用図書の採択に関しては，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律，関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 教科用図書の採択には，学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 教科用図書の採択は，教科用図書審議委員会の答申に基づき，新潟市教育委員会
が決定する。

議案第 2 号

令和 6 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和 6 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針を，次のとおり
としたいため議決を求める。

令和 5 年 4 月 2 0 日提出

新潟市教育委員会
教育長 井崎 規之

令和 6 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 中学校用教科用図書は，令和 5 年度と同一の教科用図書を採択する。

議案第 3 号

令和 6 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する
基本方針について

令和 6 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本
方針を，次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 5 年 4 月 2 0 日提出

新潟市教育委員会
教育長 井崎 規之

令和 6 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する
基本方針について

- 1 高志中等教育学校前期課程用教科用図書は，令和 5 年度と同一の教科用図書を採
択する。

議案第 4 号

令和 6 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する
基本方針について

令和 6 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 5 年 4 月 2 0 日提出

新潟市教育委員会
教育長 井崎 規之

令和 6 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する
基本方針について

- 1 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行う。
- 2 図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。

令和 6 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和 6 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針を，次のとおりと
したいため議決を求める。

令和 5 年 4 月 2 0 日提出

新潟市教育委員会
教育長 井崎 規之

令和 6 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 6 号の規定によって，新潟市教育委員会が行うが，採択に当たっては，各学校がそれぞれの教育課程に即し，教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に，その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ，その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど，教科用図書の比較検討を組織的，計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は，人選や機構について慎重に考慮し，責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく，公正を確保すること。

**令和 6 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する
基本方針について**

令和 6 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針
を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 5 年 4 月 2 0 日提出

新潟市教育委員会
教育長 井崎 規之

**令和 6 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する
基本方針について**

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 6 号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

新潟市教科用図書審議委員会設置要綱

新潟市教育委員会

(設 置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- ① 委員長 1人
- ② 副委員長 1人
- ③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

(研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行なう。

附 則

この要綱は平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

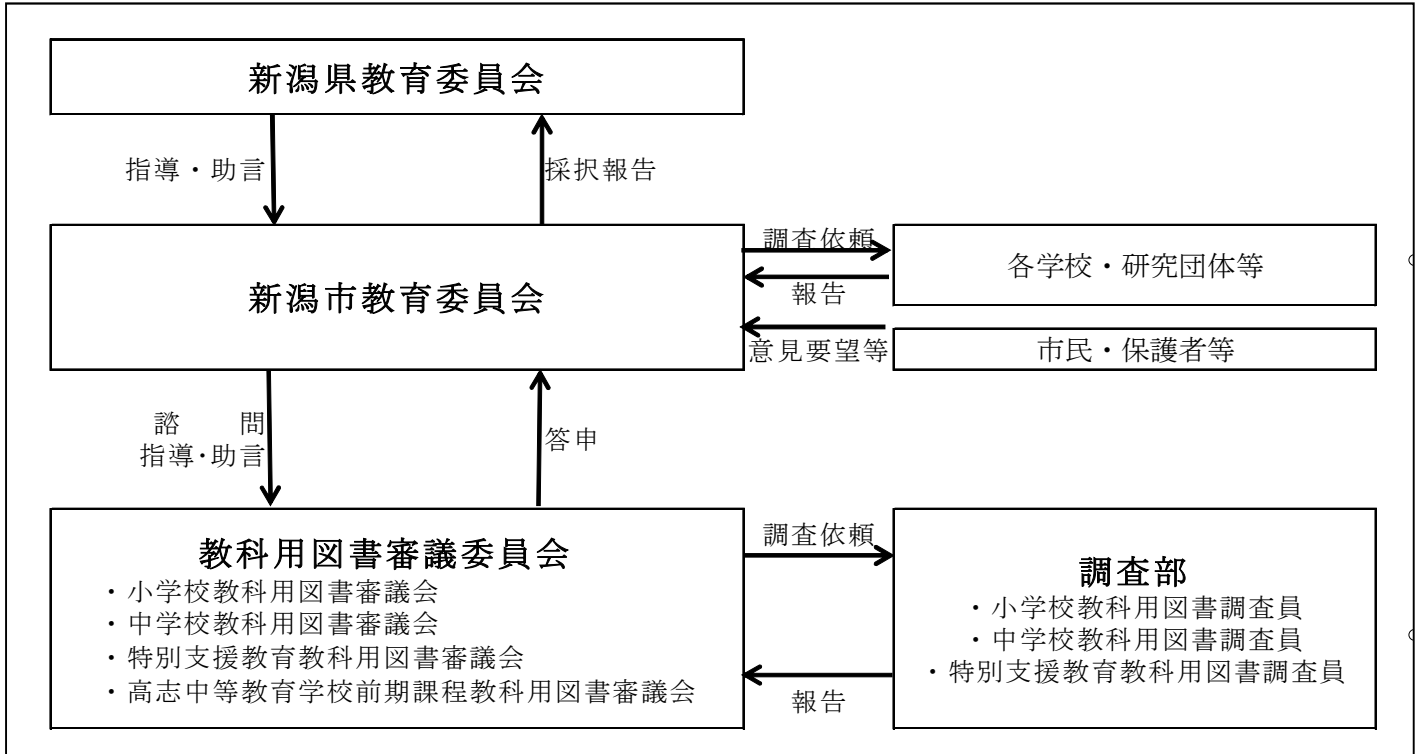
(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

新潟市教科用図書採択の仕組みと各組織の構成・任務



組 織	構 成	任 務
新潟市教育委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書の採択 ・ 基本方針の決定 ・ 審議委員・調査員の委嘱 ・ 審議委員会への指導助言 ・ 審議委員会等への出席
教科用図書 審議委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般有識者（保護者の代表を含む） ・ 小学校長 ・ 中学校長 ・ 特別支援学校長 ・ 教科に造詣の深い教員 ・ 特別支援教育に造詣の深い教員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査員の推薦 ・ 調査員研究報告書に基づく教科用図書の研究・審議 ・ 答申内容の審議 ・ 教育委員会へ答申
調査部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校長 ・ 中学校長 ・ 特別支援学校長 ・ 教科に造詣の深い教員 ・ 特別支援教育に造詣の深い教員 ・ 保護者の代表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科用図書の調査・研究 ・ 研究報告書作成
各学校・研究団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内小・中・特別支援学校 ・ 研究部員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書センターにおいて、教科用図書の調査・研究 ・ 研究報告書作成

令和 6 年度使用教科用図書採択の主な日程

日 程	業 務 内 容
4月 20日 (木)	○ 4月教育委員会定例会 【令和6年度使用教科用図書採択基本方針】
17日 (月)	○教科用図書採択地区代表教育長会議 (書面会議)
5月 31日 (水)	○ 5月教育委員会定例会 報告 【審議について諮問内容】 【審議委員委嘱】 (非公開)
6月 2日 (金)	○第1回教科用図書審議委員会 ・教育委員会からの諮問等 ○調査員への委嘱依頼
9日 (金)	○第1回調査部会 (以後, 部会ごとに設定)
下旬	○ 6月教育委員会定例会 報告 【調査員委嘱】 (非公開) ・小・中・高等学校教科用図書・一般図書展示会 (新潟教科書センター) *総合教育センター・ほんぽーと *開催期間未定
7月 14日 (金)	○第2回教科用図書審議委員会 ・審議委員長から教育委員会へ答申
19日 (水) ~ 25日 (火)	○事前学習会
下旬	○ 7月教育委員会定例会 【小学校教科用図書・一般図書採択】
8月 下旬	○ 8月教育委員会定例会 【高等学校教科用図書採択】

報 告

新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定等に係る 教育長による臨時代理について

令和5年3月教育委員会定例会にて「議案第35号 新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について」及び「議案第36号 新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則の制定について」の承認をいただきましたが、3月定例会後に規則案文の修正が必要となり、緊急を要するため、教育長が臨時に代理しましたので、下記のとおり報告します。

1 新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について

新	旧
<p>新潟市個人情報の保護に関する法律<u>等</u>施行規則</p> <p>新潟市教育委員会<u>における個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年新潟市条例第4号)の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の保有個人情報に係る取扱いの例による。</u></p>	<p>新潟市個人情報の保護に関する法律<u>施行条例</u>施行規則</p> <p>新潟市教育委員会<u>が取り扱う個人情報に係る新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年新潟市条例第__号)の施行に関しては、別に定めるもののほか、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和5年新潟市規則第__号)の例による。</u></p>

2 新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則の制定について

新	旧
<p>新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則</p> <p>新潟市教育委員会<u>における新潟市死者情報の開示に関する条例(令和5年新潟市条例第5号)の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の死者情報に係る取扱いの例による。</u></p>	<p>新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則</p> <p>新潟市教育委員会<u>が取り扱う個人情報に係る新潟市死者情報の開示に関する条例(令和5年新潟市条例第__号)の施行に関しては、別に定めるもののほか、新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則(令和5年新潟市規則第__号)の例による。</u></p>

3 施行期日

令和5年4月1日

4 理由

様式や事務処理等が規則では定められなくなったため、「市長の保有個人情報(死者情報)に係る取扱いの例による」とした。

新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

新潟市教育委員会規則第 6 号

新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則

新潟市教育委員会における個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年新潟市条例第 4 号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の保有個人情報に係る取扱いの例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（新潟市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 新潟市個人情報保護条例施行規則（平成 1 3 年教育委員会規則第 9 号）は廃止する。

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

新潟市教育委員会規則第7号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則

新潟市教育委員会における新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第5号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の死者情報に係る取扱いの例による。

附 則

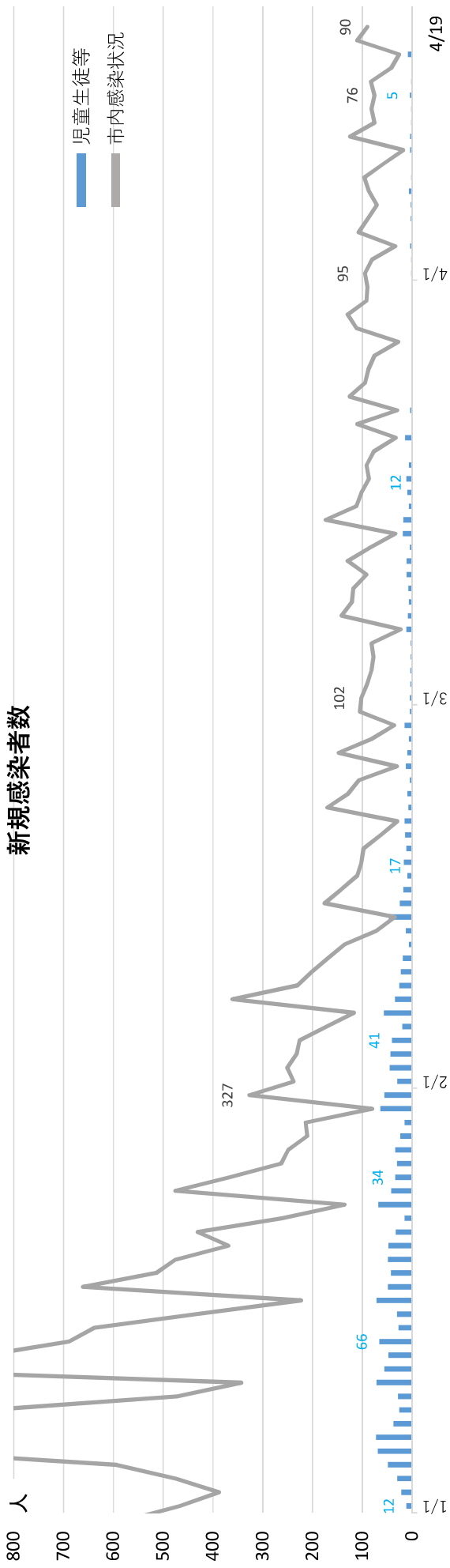
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年4月20日

保健給食課

新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況（令和5年1月以降）

新規感染者数



当日における学級閉鎖等（全体の休業を含む）中の校園数

